

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷一十第

## 論 說

- 德川時代の税制……………法學博士 瀧本 誠一  
 基礎社會の發達方向(一)……………文學士 高田 保馬  
 租税の限度に就きて(二完)……………法學博士 神戸 正雄  
 鎌倉時代の家族制度(七完)……………文學博士 三浦 周行  
 マルクスの勞働價值論の根本命題(一)經濟學士 堀 經夫

## 時事問題

- 經濟界不安の繼續……………法學博士 戸田 海市  
 超過所得税論……………法學博士 小川郷太郎

## 雜 錄

- 現代支那に於ける社會上の一缺陷……………文學士 小島 祐馬  
 收穫遞増減の諸觀點……………法學士 石川 興二  
 ラレーの「和蘭貿易に關する考察」……………法學士 山口正太郎  
 近刊の經濟史に關する三著述……………法學士 本庄榮治郎

# 超過所得稅論

小川 郷 太 郎

- 第一 緒言—超過所得稅の反對論
- 第二 超過所得稅の本質—超過所得課稅の理由—戰時利得稅との關係
- 第三 超過所得課稅の程度—超過所得の起點—超過所得稅の累進率
- 第四 超過所得稅の連脫并に其留保所得稅の連脫との關係—増資と其制限
- 第五 結 論

## 第一 緒 言

解散後の臨時議會開かるゝに當て、政府は、豫期せられて居つた如く、所得稅改正法案を提出した、其案は第四十二議會に於て、衆議院が修正したものを其儘取り、只一二經過的規定を改めたに過ぎぬ、所が此案に對する反對運動は先づ商業會議所工業俱樂部其他の實業團體に起り、憲政會國民黨の野黨に起り、貴族院内の團體に起り、終に政府黨たる政友會の實業議員の一團に迄及んだ、形勢險惡といはねばならぬ、其反對論の中には種々様々のものがあるが、配當金賞與金の綜合課稅に反對するものと、留保所得稅超過所得稅等の法人所得稅に反對するものとが、其核

心をなして居る、配當金賞與金の綜合課税并に留保所得税に就ては、余は「所得税の改正を論ず」と云ふ論文に於て可なり詳に論じたが、超過所得税に至ては極て簡單に論じたに過ぎなかつた、仍て余は該論文の補足として茲に超過所得税に就て詳論して見やうと思ふ。思ふに所得税法改正案は反對運動猛烈なるに拘らず多分貴衆兩院を通過して法律とならう、或は多少の修正が加へらるゝかも知れぬが超過所得税が全然消え失せることは萬々なからうと思ふ。何れにせよ、此論文が世に公になるときは、所得税法改正案の運命は定まつた後となるのである、六宮十菊の觀なきにあらざれども、沸騰したる輿論の冷却せざるに先て眞理を闡明するは無益の業でなからうと思ふ、此篇ある所以である。

余は本論に入るに先ち、少しく超過所得税に對する反對論を窺て見ねばならぬ、超過所得税に對する反對論は留保所得税に對する反對論と同じく實業政治家家の盛に高唱する所であるが、其主なる論點は、それが二重税であり、それが會社の基礎を危ふするものであり、延ては財界を脅威するものであると云ふに存して居る、學界に於ても、此種の非難をなすものはない、其代表者を堀江博士とする、博士曰く、

政府案が年八分以上に超過する法人の利益金に所得税を課税するは恰も歐洲戰時二三の國に於て行はれたる利益配當制限法を模倣したるもの、如くなれども、既に綜合課税を可なりとし法人の利益金が配當金として個人に分配せられたる場合に個人の手先に於て他の所得と合算の上課税する方法を採用しながら、更に法人に課税するは明に重複課税の弊を暴露するものと認め

\* 經濟論叢第十一卷第一號 72 頁以下

\*\* 堀江博士、所得税法延期論上(東京日々新聞大正九年六月十二日)

ざるを得ず、或は法人の利益金にして八分以上に上る時は正當の率を超過したるものとして超過利益税を賦課し、以て戰時利得税の廢止に伴ふ國庫收入の缺陷を補ふの趣意ならんか、必ずしも八分以上を超過する法人の利益金のみに課税すべきにあらず、法人と云はず、個人と云はず、總て事業を經營する者の利益金が或る標準時期の利益金に比較して超過したる額に課税せざる可らざるの道理なるに、單に入分を超過する法人の利益金のみを課税せんとするが如き、要するに收税の急に驅られて負擔の公平を顧みず課税の理論をも慮らざるの處置に出でたるものと認めざるを得ず、營業者の反對に對しては、政府は其利己心に出でたるものとして之を斥くるを得べしとするも、會社事業の經營に何等の關係を有せざる者の反對には如何なる辭を以て之に酬いんとするや云々

と、然り、「營業者の反對に對しては其利己心に出でたるものとして之を斥け」議論をする要ないかも知れぬが、「社會事業の經營に何等の關係を有せざる」博士が反對せらるゝに至つては余は默して已むべきでない、况や超過所得税を以て「負擔の公平を顧みず課税の理論をも慮らざる」ものとして排斥せらるゝに於ては、余は課税の理論に立脚して博士を議論を上下せねばならぬ。博士の論點は二つある、第一は超過所得税は重複税であるといふのである。第二は超過所得は資本に對する一定歩合を以て定むべきでない、一定時期の利益金が標準時期の利益金に超過する差額を以て定むべきであるといふのである、博士の第一の論點よりすれば超過所得税は全然排斥せねばならぬ、然るに第二の論點よりすると八分以上を超過する法人の利益のみに課税するのが不可である、事業を經營する者の利益金が或る標準時期の利益金に比して超過する額に課税するのは必要であるといふのである、即ち超過所得税そのものを排斥せず其課税方法の宜きを得ないのを致

擊するやうに見ゆる、然れども博士の論するが如き方法を採るも尙法人の所得に就ていへば配當金綜合課税をして尙超過所得稅を課するのであるから、重複稅となる譯である、博士の第一論點と第二論點とは相容れないものと謂はねばならぬ、尙第二論點に關聯して超過所得稅は法人のみならず個人にも課すべしとの意見なるが如しと雖ども、主要の論點でない、余は今法人の超過所得稅を論じつゝあるが故に姑く之を措き、茲には主として、第一超過所得稅は二重稅であるか否か、第二超過所得稅は資本に對する一定歩合を超過する所得稅に課すべきでないかを論究して堀江博士の説の當否を吟味して見やう、更に進て實業家政治家より盛に唱へられつゝある說即ち超過所得稅が會社の基礎を危ふし延て財界を脅威するといふ說をも調べて見たい、第一點に就ては超過所得稅の理由を明にせねばならぬ、第二點に就ては超過所得稅と戰時利得稅との關係を明にせねばならぬ、第三點に就ては超過所得稅の程度并に超過所得稅の通脱に就て論究せねばならぬ。そこで余は以下項を分ち第一點、第二點をは超過所得稅の本質の項の中で論及し、第三點に就ては超過所得稅の程度并に其通脱の兩項の下に於て研究して見やうと思ふ。

## 第二 超過所得稅の本質

超過所得稅とは法人の超過所得に課する稅である、法人の超過所得とは、法人の各事業年度の

所得が同年度の資本金額に對し年百分の八の割合を以て算出したる金額を超過したるとき其超過金額を指していふのである（改正案第五條）是が故に改正案に謂ふ超過所得税は資本金に對し八厘以上の利廻となる所得に課する税であると謂ふべきである。八厘の利廻を以て課税の限界としたのは現代に於て法人が普通の場合に於て普通に得べき所得即ち正常所得は八厘に止まると看做したからである、法の精神は普通の場合に於て普通に得べき所謂即ち正常所得を超過するものに課せんとするのである、是れ正常所得に對して超過所得の名ある所以である。

超過所得といふも、勿論法人所得以外にあるものでなく、法人所得を形づくつて居るものである。所が法人所得の中配當金賞與金に屬するものは、個人所得に綜合せられて課税せられ、其社内留保せらるゝ部分は留保所得税として課税せられる、從て法人所得は一應は殘る隙なく税せられると謂ふべきである、然るに更に超過所得税を課するのであるから、二重税といふ考も起て來るのである。堀江博士の二重税論は超過所得税と配當金賞與金の綜合課税とを眼中にして居るやうである、然るに超過所得税は資本金に對する利廻八厘以上の所得に税するものであるから、利廻八厘迄の所得に就ては二重税の非難の起りやう等がない、二重税の非難の起るは利廻八厘以上の所得に屬する部分である、成程利廻八厘以上の所得に就ていへば、二重税と見えなない、併し乍らそれは形式的二重税に過ぎぬ。

配當金賞與金に屬する部分に就て之を見るに、そは之を受くる個人の所得となるのであるから個人は之に依て擔稅力を有することとなるのである。然るに法人は自然人の外に又獨立の存在を有し、自然人と同じやうに、營業をなし、利益を收めて居るのである。法人が利益を收むる以上は擔稅力を有するものと見ねばならぬ、法人が擔稅力を有する以上は個人を受くる配當金賞與金に獨立して之に課稅せねばならぬ、從て配當金賞與金の綜合課稅と法人の超過所得税とは實質的に二重税をなすものでないといふ謂はねばならぬ。

此を論ずると人或は駁していはん、超過所得税を課せらるゝと、之をれだけ配當金賞與金に影響すべければ、個人は二重税を課せらるゝと謂はねばならぬと、併し乍ら個人が超過所得税の爲めに配當金賞與金を少く受取るときは、其少き額に對してのみ個人所得税を課せられるのであるから個人が二重税を受くることはない筈である、只所得を客觀的に觀たる場合に二重に課せらるゝやうに見ゆるのみである、是れ余が形式的二重税にして、實質的三重税でないといふ所以である。

獨り留保所得に屬する部分に就ては、同一の法人が留保所得税と超過所得税とを支拂ふが故に配當金賞與金に屬する部分と同様に論ずること出來ぬ、處が此場合に於ても留保所得税の外に超過所得税を課する理由があるのである、之を明にせんとせば、**超過所得の本質を明にせねばならぬ。**

一體超過所得は普通の場合に普通に得べき所得を超過して居るものである、此の如き所得は何に因て生ずるかといふに、それには色々の原因があらねばならぬ、固より其經營の局に當れる重役の處置宜きにも因らうが又人の努力以外の力にも因るのである、人の努力以外の力といへば其主なるものは獨占の力景氣の力である、是が故に超過所得を分析すると、そこに景氣利得や獨占價格による利得が出て來るのである。

●**獨占事業**は獨占價格の理に依て異常の利益を擧げることが出来る、獨占價格は競争價格よりも高きを常とする、獨占事業が超過所得を得るのは、之が爲めである。獨占事業の中でも自然的獨占事業は偶々他人の競争を許さざる優勢なる地位に立ち得るが爲に榮えるのである、經營の巧なるが爲に榮えるのではない、此の如く地の利を得たる者が自然に超過所得を得るのである。

●**景氣利得**は經營者の意思や行爲に因らないで得べき利得である、換言すれば私有權并に分業を基礎とする國民經濟に於て種々なる技術的經濟的社會的法制的條件に因て財の需要が定まり價格が定まるが爲に得べき利得である。此の如く景氣利得は自己の努力に因らずして得べきものなるが故に不勞利得の性質を帶ぶるものと謂てよい、其互利を博するは自分の占めたる地の利、時の利に外ならぬ、從て景氣利得は環境の賜である、と謂つてもよい。兎に角景氣利得を得るものは、自然に超過所得を得るのである。



景氣利得は一般景氣好き時期に於て之を得るのである、景氣好き時期に於ては、物價は騰貴するが常で、財を生産する者、財を取賣する者、皆異常の利益を收むることが出来る、一般の景氣未だ好況ならずと雖ども、或る事業が特殊優勝の地位に立ち其生産物が異常の需要を起し其價の騰貴を見るが如き場合に於ては、其事業に關係する者は景氣利得を得べきである。

今戰時に就て考ふるに戰爭そのものは社會的事變である、其事變に因て軍需品并に其原料品や又は専ら敵國の生産にかゝる物品は非常に騰貴する、延ては之に關係する生産者販賣者が景氣利得を得る、從て超過所得を得るのである、又商船の撃沈、御用船の徴發に因て船舶の供給が減少するといふ社會的條件の爲めに運賃や備船料は騰貴する、從て運送業者殊に海運業者は景氣利得を得、延て超過利得を得るのである、是等の景氣利得が其範圍を擴め程度を高むるに從ひ又戰費の支出多きを加ふるに從ひ、通貨は自然に膨脹し、終に戰爭には直接關係なき物品の價格迄をも騰貴せしめ、所謂一般の物價騰貴といふ現象を呈するに至るが、事茲に至ると、あらゆる事業家は財を生産すればする程又財を買て置けば置く程愈々益々多くの利益を收むことが出来るやうになり、茲に一般的好景氣の世を現出し、商工業者といはず農業者といはず一般に景氣利得從て超過所得を得るに至るのである、是れ我國の近き過去に於て經驗したる所で、何人も此事實を否認するものなからう、戰時利得は其主要なる部分よりいへば景氣利得であり、從て又超過所得であ

る。

戦争終了しても戦争の影響止まず、戦時と同じ様に好景氣が續くことは歴史に於て多く見る所である。然る場合には景氣利得を得る者は極て多く從て超過所得を得る者頗る多くある譯である。股鑑違からず、今回世界戦争の終熄に際し我國に於て如何に好景氣が現はれ、如何に多くの人が景氣利得を得たるかは、世人の耳目に新なる所である。

平時に於ても亦或は外國貿易の股盛或は通貨の膨脹となり、或は事業熱の勃興となり、財界に好景氣の風が吹くことは屢々之を見ることである。此時に當て多くの事業家は景氣利得を得、從て超過所得を得るのである。こは平時に於ける好景氣の場合であるが、不景氣の場合に於ても特殊の財の生産販賣は却て盛で之に關係する生産者販賣者は暴利を得て、そこに超過所得を得ることないでもない、例へば不景氣のドン底に陥りて居る際に砂糖が世界的生産の大不足で獨り高値を維持し、製糖業者并に砂糖商に異常の利得を得せしむるが如くである。是れ亦一種の景氣利得で、超過所得を生む所以である。

此の如く超過所得を分析すれば其主要部分として景氣利得に到達するのである、所が景氣利得は經濟主體の努力に依て之を得るのでない、國民經濟の中に於て技術的經濟的社會的法制的條件に依て財の需要并に財の價に變動が起つた爲に之を得るのである、從て其性質は不勞利得であり

偶然利得である、若し國家がそれ等の事業を營んで居つたならば、當然國家に歸屬すべきものである、偶々現代の國民經濟に於て私有權の認められて居る結果で私人若くは私法人が之を得るに過ぎぬ、故に國家が其不勞所得に屬する部分を徴收しても決して不當とすること出來ぬ、又之を景氣利得從て超過所得を得る人より觀れば、自己の努力に依らず環境の自己に有利なるが爲に得たる所得は之を失ふも愛惜の念左程強きものでない、從て之に重く税するも誅求せらるゝと云ふ感じは起らぬ、是が故に超過所得は然らざる所得よりも大なる擔稅力を有すと謂はねばならぬ。

又超過所得が富の分配の上に如何なる影響を及ぼすかを見るに、さなきだに不平等である富の分配を更に不平等にするのである、超過所得は社内留保せられて其會社の大財産を形くり、社外に配當せられて大株主大出資者の富を愈々増すからである、富の分配の不平等は國家社會の健全なる發達を期する所以でない、況や自己の努力に依らず、景氣といふ偶然利得に依て、富者益益富むに至ては寧ろ國家社會の健全なる發達を害すと謂はねばならぬ、思ふに、自ら努力して獲得したる物に對して自由に之を使用し之を處分することを許すは正義の要求で、經濟を發達せしむる所以である、是れ所有權の認められた倫理上經濟上の理由である、然るに所有權の制度は自ら努力せずして得たる物をも私人若くは法人に歸屬せしめ茲に富の分配を不平等にするのである、是れは正義に適はない、所有權を認めた趣旨にも適はない、富の分配の不平等は之を矯正せ

ねばならぬが、此の如き景氣といふ偶然利得に依て生ずべき富の分配の不平等は愈々之を矯正せねばならぬ、そこで此富の分配の不平等を矯正するの目的を達せんが爲に手段として租税を借て來るの必要が起る、そこで景氣利得を中核として居る超過所得に重く税せねばならぬことになる。これは社會政策の上より超過所得を重く税せねばならぬ理由である。\*

以上論ずる所に依て之を觀れば、一方に於ては超過所得は然らざる所得よりも大なる擔稅力を有するのみならず、他方に於ては富の分配を愈々不平等たらしむるの結果を來すが故に、超過所得に對しては財政理論よりするも社會政策よりするも重く税せねばならぬ。然るに法人所得の中に於て配當金賞與金に屬する部分も社内に留保せらるゝ部分も超過所得と然らざるものを區別せないので一律に税することゝなつて居る。配當金賞與金に對して綜合課税を行ふも、又留保所得税を課するにしても、共に超過所得に重く課することになつて居ない、そこで超過所得に重く税するの趣旨を達せんとせば別に超過所得税を起さねばならぬのである、是が故に超過所得税は、留保所得税と並び立て形式的二重税の跡があるも、實質的の二重税を爲さぬ、却て之が爲に公平なる課税となるのである。

論じて茲に至り余は超過所得税と戰時利得税との關係に論及せねばならぬ、超過所得税は、前論したるが如く、其核心となれる獨占利得若くは景氣利得に課税せんとするものである。戰時利

得稅は戰時に於ける景氣利得に主として稅するものである、故に戰時利得稅は超過所得稅の具體的一形式と謂はねばならぬ、戰時利得稅は戰時所得の平時所得に超過する額を以て戰時利得として稅するものであるが、其平時所得といふは正常所得の具體的形式としたるに過ぎぬ、故に其精神に於て超過所得稅である、決して戰時所得と平時所得との差といふ形式に拘泥すべきものではない、それが證據には、戰時利得稅法に於ても、開戰後に法人が初て成立したる場合并に既に成立せる法人にして戰前に於て擧げたる所得が絶無なるか若くは少きに過ぐる場合には、資本に對し一割に當る金額を以て平時所得と推定して居る、之を抽象的にいへば資本に對する一定歩合の金額を以て平常收益とし之に超過するものを戰時利得とするものであつて、そこに超過所得の意味が十分にあらはれて居る、此の如き場合に於ける戰時利得稅は所得稅法改正案に謂ふ所の超過所得稅と形式迄をも同じうするものと謂はねばならぬ、是が故に超過所得稅は戰時利得稅の生れ變つて來たものと謂ふて差支ない政府委員中にも之に對して反對を唱ふれども<sup>\*\*</sup>そは一旦廢せられたる戰時利得稅を再び起すものであるが如き誤解を避けんとしたるに外あるまい、若し然らずとせば政府の超過所得稅なるものは得て解すべからざるものとなるのである。

以上論ずる所に依て之を觀れば超過所得稅を以て資本に對する一定歩合を超過するものに課すべきでなく事業經營者の利益金が或る標準時期の利益金に超過したる額に課すべきであると説く如

\* 拙稿、所得稅の改正を論ず(經濟論叢第十一卷、第一號104頁)

小川郷太郎質問(第四十二議會所得稅法改正案外六件特別委員會議錄74頁)

\*\* 神野次官及松本局長辯明(同上74頁—75頁)

きは戦時利得税の形式に拘泥したる議論に過ぎぬ、超過所得税の本質を闡明したるものと謂ふこと出来ぬ。

### 第三 超過所得課税の程度

超過所得は前論するが如く特に之を税せねばならぬ、超過所得を税するとして、然らば如何なる程度に於て之を税すべきかといふ問題が起て来る。

超過所得課税の程度に就ては、超過所得の起點と、税率とを區別して考案せねばならぬ。

#### 一、超過所得の起點

超過所得の起點は、法が正常所得と看做す點に依て定まる、法が正常所得と看做す點高ければ、超過所得は税せらるゝこと輕く、法が正常所得と看做す點低ければ超過所得は税せらるゝこと重くなる、是れ正常所得と看做す點が超過所得課税の程度に大關係を有する所以である。

法案に依れば、法人の各事業年度の所得が同年度の資本金額に對し年百分の八の割合を以て算出したる金額を超過したるときは、其超過金額を以て法人の超過所得とす（改正案第五條）と規定してある、法案が正常所得と看做すものは資本に對する八厘の利廻である。

資本金額に對する八厘の利益といへば、普通の會社は概ね八厘以上の利益配當をなしつゝある

が故に、殆ど盡く超過所得税を拂はねばならぬやうに思はれないでもないが、併し茲に資本金額といふは拂込資本金額に基金及積立金額を加へたるものである(改正案第六條)ことを忘れてはならぬ、従て利益配當の歩合が八朱以上となつても、正常所得と看做すべきものは必ずしも八朱に達すると限らない、蓋し會社が同一の拂込資本金額と同一の純益とを有するとしても、積立金の多くなるに從て超過所得たるべき利廻は遞減するからである。

法案が正常所得を資本金額に對する八朱に定める理由如何に就ては、政府當局者は只日本現時の經濟界の状態を達觀したる結果に過ぎぬといふのである。<sup>\*</sup>所が超過所得税の前身たる戰時利得税に於ては、戰前の所得絶無なるか過少なる場合若くは法人が開戦後に成立した場合には資本に對する一割の利益を以て正常所得とした、戰時利得税に於て一割を以て正常所得とし、超過所得税に於て八朱を以て正常所得とするは、多少矛盾の嫌なきを得ない、若し是が矛盾でないといひ得るならば、それは戦後の正常所得は戦前の正常所得よりも低いといふことを證せねばならぬ、然るに、正常所得の水平線が下がるといふ事は經濟界が進みて、資本が豊富となり、事業に競争多くなり、所謂收益漸減の法則が働いて來た結果でなければならぬ、成程戰時の好況以來資本が多くなり、事業の競争も激しくなり、經濟界が躍進をしたことは争ふべからざる事實であるが、所謂收益漸減の法則が働きかけたか否かは俄に速断すること出來ぬ、兎に角戦前と戦後とに於て正常

\* 松本局長説明(第四十二議會所得税改正案外六件特別委員會議録 73頁)

所得と着做すべき水平線に、高低の差を認むるは、人をして疑を抱かしむる原因となつたに相違ない。余輩は之を第四十二議會衆議院所得稅法改正案外六件特別委員會に於て極論した國民黨\*<sup>\*</sup>の如きは、資本に對する八朱の利廻を一割に修正するの案迄提出した。\*\*

正常所得を如何なる點に於て定むべきかは、實際上認定の問題に屬すれども、理論上其標準を與へ得られないではない、理論上よりいへば、法人の正常所得は、その營業所得たる以上、少くとも資金貸借に於ける普通利息に保險率を加へ尙多少の剩餘を存するものでなければならぬ、法人の企業は種類の如何を問はず多少の危険を冒すものであつて而も經營の手腕に待つ所があるからである、若し會社が是等の普通利息并に保險率に加ふるに多少の剩餘を見ることなければ、會社事業を起すものはない筈である、從て法人の正常所得は、公債社債の利率、銀行の預金利率の上に出でねばならぬ、所で今日に於ては公債の利子は名義上五朱であつても發行價格を低うする所より實際の利廻は六朱位となるべく、社債の利子は發行する會社に依て異なるけれども名義上六朱より七朱位の所が普通であるが、實際の利廻は之より多くなつて居る、銀行定期預金利率も亦六朱五厘以上に出で、居る、是に依て之を觀れば、現今に於て資本に對し保險率の加はらない標準利子は七朱前後であると謂つてもよい、之に保險率と多少の餘裕とを見込みて法人の正常所得を算出すとせば、或は一割位が適當でないかと思はれる、八朱を以て法人の正常所得とするは聊

\* 小川郷太郎質問(第四十二議會所得稅改正案外六件特別委員會議錄 74頁)

\*\* 大口喜六氏演說(第四十二議會衆議院議事速記錄 158頁)



か酷に過ぐるの感なきを得ない。

## 二、超過所得税の累進率

次に超過所得税の税率に就て考ふるに、比例税率と累進税率との間に何れを選ぶべきかの問題が起る。

法案は累進税率を採用することにしてあるが、之に對しては異常の反對がある、論者或は法人所得に對する累進課税を以て社會政策に反するものであるとして批難し、或は之を以て會社の基礎を危ふするものであるとして攻撃するのは、一は留保所得に重く課するを批難するのであるが、又同時に超過所得に累進税率を課するを批難するのである、留保所得税の軽くすべからざる所以は別の論文に於て詳論したから、茲に再び贅する要ない、余は今茲に超過所得に對し累進税率を課することに就て其當否を研究して見たいと思ふ。

超過所得税の前身たる戦時利得税に於ては、比例税率を課して居つた、超過所得税に至て、累進税率を適用することになつた、形からいへば、苛酷となつたやうに見ゆるが、實際は必ずしもさうでない、戦時利得税の率は法人にありては二割であつたが、超過所得税の税率の最も高さものも一割五分に過ぎぬ、會社から見れば超過利得税は戦時利得税よりも輕いのである、超過利得税が會社の基礎を危ふすると批難する論者も、超過所得税は戦時利得税程會社の基礎を危ふする

ものでないと結論せねばなるまい、是れ論理の自然の歸結である、處が戦時所得税が行はれた經驗に徴して見るも、それが會社の基礎を危ふしたることを聞かぬのである、然らば、超過所得税は更に會社の基礎を危ふすることなしと謂はねばならぬ、論者或は曰はん、戦時利得税の行はれたる時は會社の利益を擧ぐることに頗る大なる時であつた、故に戦時利得税は會社の基礎を危ふするに至らなかつた、然るに今や財界の不況に際し、超過所得税を課す、會社の基礎を危ふせずして已むことなからうと、議論一理あるやうであるが、實は誤て居る、財界の不況に際して會社の利益が減じて行けば、超過所得はないことにならう、超過所得ない所に税を課するのではない、財界の不況に拘らず超過所得を得る會社あらば法は之に超過所得税を課するに躊躇しない、超過所得を有する會社が超過所得税を拂へばとて、其會社の基礎を危ふする理由はない筈である。

又超過所得累進税を批難する者は、それが社會政策に反することを説く、そは又非常に誤て居る超過所得税は前にも述べた通り、獨占利得景氣利得等自己の努力に因らず環境の有利なるが爲に偶然に利得するものを税せんとするものである、既に超過所得に税することを是認せば、之に累進税率を適用するに反對すること出來ぬ譯である、蓋し利得の偶然性の程度が高き低きに拘らず同一割合で税すると、偶然性の程度の低きものが却て重い税を負ふことになり、偶然性に税することいふ趣旨に副はぬ、偶然性の高きものに高き税率を適用してこそ、利得の偶然性に税すること

となるのである、資本金額に對する利率が八厘を超過して大となればなる程、超過所得が偶然利得の性質を帯ぶる程度愈々高まるのである、是れ其累進稅率を適用する所以である。然り而して超過所得が多くなればなる程富の分配は不平等となるものである、之に累進稅を課すれば、其不平等となる勢を殺ぐことが出来るのである、然らば則ち超過所得累進稅は社會政策に反對するどころか却て社會政策の趣旨に適ふものであると謂はねばならぬ。偶然利得に累進稅を課することは最近文明國に於ける租稅政策の趨勢で、決して超過所得稅に初まつたのでない、見よ、相續稅にも累進稅をかけるでは無いか、又土地増價稅にも累進稅をかけるでは無いか、相續稅に於ては、相續財產の額が多くなるに從て稅率を累進するのみならず、相續人の被相續人に對する親等關係の遠くなるに從て稅率を累進するのが常である、又土地増價稅に於ては土地價格の差増額が大なるに從て累進稅率を課するのみならず、其差増の歩合が大なるに從て累進稅率を適用するのである、是れ皆利得の偶然性を増すに從て重く稅するの趣旨に外ならぬ、相續稅、土地増價稅に累進稅を適用することに異議を唱へざる者は又超過所得稅に累進稅を適用することに異議ありてはならぬ。

超過所得に累進稅を課するは、其所得の偶然性に重く課する所以であるとせば、超過所得累進稅が又會社の基礎を危くするものでないことも容易に推論することが出来る、蓋し會社は偶然利

得を得ることのみを目的として設立せらるゝものでない、會社にして正常所得を得れば隨に存在を全うすることが出来る、故に累進の極、假令超過所得全部を奪ふるに至るも正常所得の存する以上會社の基礎を危くするといふこと出来ぬ。現に伊國の如き戰時利得の全部を徴收せんとして居るさうである、是れ近頃新紙の報する所である、所が伊國に於ける企業が之が爲に全く其基礎を失ふと速斷すること出来ぬ、加之、超過所得に累進するとするも、累進率を極度に高めて全額を沒收するの必要はない、累進税率を適當の所に於て止めて然るべきである、是れ既に個人所得税、相續税、土地増價税等に於て其例を見る所である。之を實際に徴するに歐洲に於ける戰時利得税の率は概ね高きを例とし、甚しきは八割に達したるものもあるのである、併し乍ら之が爲に會社の基礎危くなつたと斷すること出来ぬ、然らば則ち超過所得累進の最高點が相當に高くとも強ち之を批難してはならぬ。

今第四十二議會に提出せられたる政府原案并に衆議院の修正案を見るに其累進税率は左の如くである。

超過所得額	原案	修正案
(1) 年八朱を越え一割以下の金額	百分の一	百分の二
(2) 年一割を越え二割以下の金額	百分の三	百分の四
(3) 年二割を越え三割以下の金額	百分の六	百分の八
(4) 年三割を越ゆる金額	百分の十	百分の十五

此表に依て觀れば衆議院修正案即ち第四十三議會に於ける政府案は、第四十二議會に於ける政府原案よりも非常に進んで居ると謂はねばならぬ、然らば更に進で第四十三議會に於ける政府案の累進稅率にて足れりやといふ問題が起る、之を我國に於ける戰時利得稅が二割の比例稅率を適用したるに比較し且つ外國に於ける戰時利得稅が八割にも上つたるに對照すると、超過所得稅の最高點は尙之を高めても差支ないやうである。

#### 第四 超過所得稅の逋脫并に其留保所

##### 得稅の逋脫との關係

超過所得稅を重くすると、之を逋脫せんとする考が起つて來る、超過所得稅は前述べた如く法人の事業年度に於ける利益が拂込資本金額出資金額并に基金及び積立金の總額に對し年百分の八を超過るときに之に課するものであるから其稅を免れ若くは高き累進稅率の適用を避けんとせば、法人所得額を減するか、拂込資本額并に積立金を増すか、何れかの道に出で、來る、そこで法は營業者の此の如き逋脫なすことを豫想して之に備へねばならぬ、此點に就ては留保所得稅に關聯して考へる必要がある。

(1) 法人の各事業年度に於ける所得額を少くする方法は種々あるべけれど、會社の財産價格を安

く見積りて、貸借對照表の上で、利益を隠すも一方法であり、原價償却を必要以上に多くするも亦一方法である、是れ等の方法は現行法に於ても、多く行はれて居る、會計士を置いて之を監督するにあらざれば容易に豫防すること出来ない。併し乍ら他の方面より觀察すれば、此脱税方法は程度があつて無限に行はれない、財産を隠し又は原價償却を必要以上に多くしたる結果は、或は預金が多くなり、或は他の形に於ける財産が多くなりて、隠し得ざるものが出て来るからである、加之隠れたる財産の多く存することは會社の基礎を固くすることにもなるのである。

(2) 次に拂込資本額并に積立金を多くする方法に就ては留保所得税の遁脱と併行し若くは逆行することとなる、拂込資本額を多くするには、(a) 新株の拂込完済せないものあらば之に拂込をさすこともあり、或は増資計畫を立て、新株の募集をなすこともあるべきである、此方法は留保所得税の遁脱と全然併行し、一舉にして両税を遁脱することが出来る。(b) 積立金を増資に振り替へることは、留保所得税を遁脱する方法としては効あるも、超過所得税を遁脱する方法としては何等の効がない、何となれば超過所得を計算するに當りては積立金は拂込資本金と同様に資本と看做さるゝからである。(c) 更に進て積立金を多くすることは、超過所得税を遁脱する方法となるけれども、留保所得税を多く課せらるゝこととなる、是れ超過所得税の遁脱と留保所得税の遁脱とが逆行する所である。此場合に於て會社當局者は何れの遁脱を重要視するかといふに、そは

留保所得税、超過所得税の税率の高低に依て態度を決すること、ならう。留保所得税率が低きに失するときは、留保所得を多くすることは苦痛でないから、會社當局者は可成りに積立金を多く作るやうになるに違ひない、さうすると其留保所得金額は次の事業年度より積立金を形くり拂込資本金と同様に會社の超過所得を決すべき基礎となる、換言すれば、此の如き積立金多くなるに従ひ、資本金額に對する利廻は減じて來る、是れ超過所得税を遡脱する所以である、之に反して、留保所得税相當に高きときは新に留保所得とする毎に、高き課税を免るゝこと出來ないから、脱税の目的を以て留保所得を多くせないやうになる、留保所得を新に多くせなければ、超過所得の歩合を低くすること出來ぬ、從て超過所得税を遡脱すること出來ぬ。是が故に留保所得税を相當に高くすることは、留保所得税をそれ自身の遡脱を豫防することを得るのみならず、又超過所得税の遡脱を豫防することが出來るのである。

そこで超過所得税を遡脱する方法として最も有效なるものは増資に依て新株を募集し并に新株の拂込完済せないものに拂込を命することゝなる、是れ實業家が所得税法改正案を以て傲慢なる増資熱を煽ると批難する所以である、余輩の見るところを以てするに、多少その傾向を見るであらうが、論者のいふが如く猫も杓子も増資に狂奔するやうになるものでない、そこには自ら制限がある、第一の制限は財界に於ける不景氣の場合である、不景氣の際には、新に株式の募集に應ずる

もの少い、舊株主に新株を配當するも、株主は却て之を迷惑視することもないでもなからう、殊に大株主が金融の梗塞に際し巨額の拂込を命せらるゝことを豫想する場合に於て然りとする、第二の制限は、増資に依て配當率を著しく減じ、爲に株券の價を低落せしむる虞ある場合である、此の如き場合に増資を斷行するは、それこそ會社の經營を脱税の目的の爲に犠牲にすることゝなるべく、會社當局者が責任を忘れたる無謀の擧と謂はねばならぬ、少しく理性に富み、責任觀念の強き當局者あらば増資を敢てすることなからう。第三の制限は増資するも脱税の程度極めて少き場合である、積立金を擁することが拂込資本金額の半に達せざる會社にありては、留保所得税は百分七・五の税率で課せらるゝに過ぎぬので、現行法の下に於ける税率と異らぬ、此の如く増資しても、留保所得税の率が百分の七・五より下ることないとするれば留保所得税遁脱の目的を達すること出來ぬ、只超過所得税の負擔を多少軽くすることが出來るから僅少なる脱税が出來るともいへる。併し乍ら會社當局者は單に僅少なる超過所得税を遁脱するが爲に増資して他方に於ける利益配當率を減少するの策に出でないであらう、此の如き場合に於ては會社當局者は寧ろ新に留保所得を増すの方針を採るに相違ない、蓋し留保所得を増すも留保所得税の税率を増すことゝならぬから重税を負ふ虞なきに加へて次の事業年度より超過所得税を軽くすることが出來るからである。此くして積立金が拂込資本金の半分以上を越ゆるに至ると、増資することが脱税の爲めに有



利となる、處が前述へたる通り増資は外界の條件にも支配せられ何時でも出來ると限らぬから、積立金を増資に振替へるの方法を採ることにならう、以上論ずる所に依て之を觀れば、脱稅の爲にする増資は、積立金額が拂込資本金額の半以上に達したる會社に於て初て之を見るべきものであると謂はねばならぬ。所が積立金額が拂込資本金額の半以上に達するは、必ずしも容易でない、それには二の前提がある、第一は設立後相當の年月を経たるものでなければならぬ、設立後數年に於て此の如き巨額の積立金を積むことは殆ど絶對不可能であるからである、第二の前提は戰時若くは戰前に於て莫大の利益を得たるものでなければならぬ、戰時戰前に於て莫大なる利益を擧げたものでなければ巨額の積立金をなすの餘裕がないからである。我國會社頗る多しと雖ども此の如き前提條件を具ふるものは比較的少いのである、思ふに今日に於て脱稅の爲の増資を最も熱望する者は積立金を擁すること拂込資本金を過ぐる會社であらう、所が此の如き會社は前述の前提條件が愈々程度を高むるが故に、其數は益々少くなるのである、即ち纖維工業、海運業、造船業、銀行業を營む舊設會社の中に存し其數十四五に達するのみである、是等の會社は積立金を資本に振替ふるの形式を採るであらう、是れ現に吾れ人の目撃する所である、併しては我國會社中比較的少き例に屬するものである、決して之を以て普遍的に概括すべきでない、夫の所得稅改正案が増資を煽り會社の基礎を危ふし無智の投資者を犠牲にするものであると論ずるが如きは、第

一に、例外的現象を一般的現象であると誇張して、實情を誤り、第二に積立金の多きに苦む會社が名を増資に借て之を處分し、旁々脱税をなさんとするものを指して、會社の基礎を危くすると輕い、以て實情を誤るものと謂はねばならぬ。

之を要するに余輩は超過所得税と留保所得税とが併行して増資を煽り脱税を謀るの勢を作ることを認むるものなれども、そは反對論者の論するが如く廣汎に行はるゝものでなく、それには自ら制限があり、又そが會社の基礎を危くし無辜なる中流以下の投資者を犠牲にするものと速斷し得ざることを信せんとするものである。

## 第五 結 論

以上説く所に依て之を觀れば、超過所得税は普通の場合に普通の企業の得べき所得に超過する額を超過所得として之に課するものである、超過所得を分析すれば、種々のものはあるけれども、其主要なるものは獨占利得や景氣利得である、然るに獨占利得にしても景氣利得にしても、皆人の努力に依らずして偶然に得べき所得であつて、不勞利得、偶然利得の性質を帯びて居る、從て大なる擔税力を有す、之に重く税するは課税理論の要求する所であると謂はねばならぬ、然るに留保所得税に於ても配當金綜合課税に於ても超過所得を正常所得と區別して重く税して居らぬ、

故に超過所得税を起して留保所得税に對立せしめ又配當金綜合課税并に配當所得税に對立せしめても、決して實質的ニ重税をなすものでない、此くして、初て超過所得を重く課税することを得て、課税理論の要求を充たすことが出来るのである、堀江博士の如き之を以て二重税であるとし課税の理論に反すると論ぜらるゝは眞に何の意たるを解すること出来ぬ。

今日の社會に於ては不勞利得偶然利得を得る者愈々多く富の分配は愈々不平等となりて、民衆の不平は其極に達せんとして居る、此時に際し其不勞利得、偶然利得に重く課して、社會の正義を維持し以て民心の動搖を安定するは當今の國務に於て最も緊切なることに屬す、此く觀じ來れば、超過所得税は現代に於ける正義の要求を具體化したる一典型と見ることが出来る。

超過所得税は戰時所得税と其形を異にして精神を同じくして居るものである、戰時利得税は戰時の大波瀾に乗じて、不勞利得偶然利得を得たるものに對して、重い税を課したのである、それが現代正義の要求であつた、戰時利得税は減びたが現代の正義は減びない、故に又超過所得税となつて生れて來たのである、堀江博士の如きは、超過所得税と戰時利得税の形式の異同に拘泥して超過所得税の精神を探索せられぬ、博士の爲に惜まざるを得ない譯である。

超過所得税が會社の基礎を危くし、延て財界を脅威するとの説の如きは、皆誇張の言である、超過所得税が獨占利得景氣利得に課するものたる以上は、會社の基礎を根柢より覆すものといふこ

と出来ぬ、其之を遁脱せんが爲に増資熱を煽ることないではないが、それにも自ら制限がある、決して廣汎に行はるゝものでない、而して假令増資が盛に行はるゝとするも、會社の基礎を危くし無辜なる株主を犠牲にするやうのことはないかと思ふ。

若し夫れ超過所得課税の程度に至ては八朱利廻を以て正常所得とするは、現今に於て少しく酷に過ぎざるかの感なきを得ない。累進税率は尙之を高むるも差支なしと信する、然れども是れ根本主義の問題でない、之が爲めに超過所得税そのものを非議すること出来ぬ、思ふに超過所得税の精神は我税法に深い根據を築き今より後、次第に發達して枝葉の點の不備なるものに改善を加へ愈々完美の域に達するであらう、否余は超過所得税が此く發達して行くことを切望して已まぬ次第である。